施策マネジメントシート
（令和７年度目標達成度評価）

シート１　施策16：住環境の充実

施策体系

基本方針	4	生活環境の健幸	施策名	16	住環境の充実

施策統括部	都市建設部	関係課	安全安心課、企画課、環境衛生課、農政課、建設課、下水道課
施策主管課	都市計画課		

１　施策の評価指標

	成果指標	単位
A	人口一人当たりの公園面積	㎡
B	優良な管理住宅戸数の割合	%
C	特定空家の認定を解除した数	件
D		

２　指標等の推移

成果指標		R4年度実績値	数値区分	６年度	７年度	８年度	９年度	評価	背景として考えられること
A	㎡	10	目標値	10	10	10	10	×	令和６年度に総合運動公園を廃止したことによる影響で、目標値を下回っている状況です。既存公園の拡張・再整備等を検討し、公園機能の確保に努めていきます。
			実績値	9	9				
B	%	76.8	目標値	76.8	76.8	76.8	85.0	×	長寿命化計画に基づく、合生住宅の建替えに伴い入居者を移転させたことにより、一時的に政策空き家が増えたことによるものです。
			実績値	69.4	67.5				
C	件	1	目標値	1	1	2	3	○	特定空家については増加傾向にあります。所有者に連絡、指導を継続的に行い解体に繋がりました。
			実績値	1	3				
D			目標値						
			実績値						

※【評価】　○；目標達成　△；目標をほぼ達成（－5%）　×；目標を未達成

事務事業数・コスト				６年度	７年度	８年度	９年度
事務事業数			本数	24	20		
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	128,094	70,713		
		都道府県支出金	千円	2,322	1,386		
		地方債	千円	109,100	18,300		
		繰入金	千円	8,995	10,293		
		その他	千円	51,732	162,211		
		一般財源	千円	121,525	154,904		
	事業費計		千円	421,768	417,807		

施策マネジメントシート
（令和７年度目標達成度評価）

シート２　施策16：住環境の充実

３　施策の現状・住民意見等

①施策の現状（第１期基本計画策定当初）と今後の状況変化

●築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しています。
●市民一人当たりの公園面積は、総合運動公園の廃止の影響で、国の目標値を下回っています。
●近年は気候変動の影響により、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しています。

②この施策に対して住民（対象者、納税者、関係者）、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？

（令和７年度（令和6年度振り返り）の施策評価における議会意見）
●都市型災害による、雨水排水対策を確実に行なうこと。
●公園については、人と人との交流を促進する公共空間としての役割を意識した整備を行い、あわせて公園が所在する行政区へ、維持管理における一定の裁量を与えるなど、住民のアイデアで自主的に管理できる方法を検討すること。

（令和７年度（令和6年度振り返り）の施策評価における総合政策審議会意見）
●気候変動に対応した環境づくりをすること。
●空き家対策に取り組むこと。
●計画的な公営住宅の整備に取り組むこと。

４　施策の評価

①施策の振り返り（経営方針の達成度等）

令和７年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。
①【住宅マスタープランに基づき、公営住宅の建替え再検討、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、計画的な公営住宅の整備に取り組み、適正な維持管理を行います。】については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、合生住宅の設計を行う中で、近年の建設資材及び労務単価の高騰により、建設費用が当初想定よりも高額となったため、建設戸数を３６戸から２２戸へ戸数を減らし実施設計が完了しました。令和８年度に着工し、令和9年度までに工事を完了させる予定です。

②【空き家対策計画に基づき、空家・相続等の権利調査に関する法律相談の実施、また、居住者支援協議会が開催する終活セミナーにおいて空き家対策の啓発を行うなど、管理不全空家や特定空家の未然防止に官民連携して取り組みます。】については、勉強会（終活対策セミナー）を１２回、法律相談を9回実施しました。また、空家問題への関心を高め、空家プロジェクトの認知度を向上させることを目的に、合志市の固定資産税納付書にチラシを同封するなど周知を行いました。

③【台風や豪雨に伴う災害リスクの軽減を図るため、雨水排水対策にかかる整備計画の策定に向け取り組みます。また、既存の調整池や雨水幹線管渠の点検・維持管理を適正に行います。】については、雨水による内水浸水対策を計画的に進めるため「雨水管理総合計画」の策定及び「雨水出水浸水想定区域」を指定しました。併せて、各調整池の機能保全に係る維持管理を行うとともに、令和7年8月豪雨の際には、黒石調整池の雨水排水調整ゲートの操作等を行い下流域への雨水流量を抑制することで浸水被害の軽減につながりました。

④【公園が安心安全に利用できるよう、施設の点検・整備整備や樹木管理について、地域の住民と連携し維持管理を適正に行います。また、公園の遊具、ベンチなど整備状況を確認し、状況に応じ充実を図っていきます。 】については、遊具の定期点検、施設修繕、樹木管理を適正に実施し、常に安全で身近な公園としての維持保全に努めました。また、公園遊具の老朽化に伴う更新時期や新規公園の設置に合わせて、地域住民のニーズに応じた健康遊具等の設置を進めています。

⑤【ごみ屋敷と思われる事案への対策については、地域住民の生活環境を保護するため、ごみが廃棄物だと判断される場合には、近隣住民とともに原因者と対話を重ね、問題解決に努めます。】については、原因者及び関係者と対話を重ね、問題解決に努めました。また、原因者自身での解決が見込めないため行政代執行等の外部による解決方法についても専門家を交え検討を開始しました。

②施策の課題

●公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修や維持管理が必要です。
●公園等の計画的な更新整備及び維持管理が必要です。
●増加傾向にある空き家対策の推進が必要です。
●豪雨による内水浸水対策のため計画的な雨水排水対策が必要です。
●所有者等による解決が困難と見込まれる管理不全な建物等については、行政代執行等の外部による解決方法について検討が必要です。

５　施策の令和７年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項（令和８年7月13日まとめ）

●公園整備において、「こどもまんなか社会」の現実や健康づくりを見据えあらゆる市民が分け隔てなく利用でき、多世代が自然に交流できる環境整備を計画的に進めること。
●小規模な公園について、自治会などの地域活動の変化に応じた公園の管理及び雨庭の導入など利用の在り方を検討すること。
●公営住宅や公園施設の安全性や品質を保つために、計画的な維持修繕や更新に取り組み、改修時期の平準化を図ること。
●空き家相続等に関する法律相談を実施し、空き家の未然防止を講じること。また、老朽化が進み再利用が難しい空き家については、解体（除却）や除却後跡地利用の誘導・促進を行うこと。
●激甚化する豪雨に伴う内水浸水被害リスクの軽減のため、「雨水管理総合計画」に基づき効率的かつ総合的な内水浸水対策を実施し、市民が安心・安全に暮らせる住環境整備を進めること。
●自力解決が困難な事案や通学路沿いの繁茂した草木等に対しては、行政代執行を含めた実効性のある解決策を検討・実施すること。

②総合政策審議会での指摘事項（令和8年8月31日のまとめ）

●市民のニーズに基づいた公園管理及び整備を行い、誰もが安心して利用できる公園づくりを推進すること。
●空き家対策に関するセミナーによる予防と特定空家の解消を軸に、特定空家認定解除の効率化を並行して進めること。
●計画的な生活環境の整備を図ること。

③議会の行政評価における指摘事項（令和8年9月1日）

●公園機能の確保に向けた代替策を早期に示すとともに、樹木点検を計画的に実施し、倒木等の事故防止に努めること。また、公園を地域コミュニティや防災機能を備えた公共空間と位置付け、各行政区に維持管理の一定の裁量を与え、住民のアイデアで自主的に維持管理する方法を検討すること。
●新たな住宅開発における事業者による自治会加入への協力を促す仕組みづくりを検討すること。転入者が地域に溶け込み、地域活動の担い手が確保される環境を整備すること。
●雨水管理総合計画の実施や避難所（学校体育館含む）への冷房設備設置を迅速に進め、ハード・ソフト両面から住民の生活満足度向上に直結する施策を充実させること。

６　次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部　令和９年度合志市経営方針（令和8年10月15日）

①街区公園については、自治会の要望等を踏まえ、老朽化遊具の更新や健康遊具への転換など、地域の実情に応じた施設整備と管理手法の見直しを行い、多世代が交流できる環境を整えます。また、弁天山公園などの大規模公園では、長寿命化計画を参考にしながら、展望所やアスレチック遊具の改修等の魅力向上に向けた整備を計画的に進めます。併せて、樹木点検・診断の強化により、安全で安心な公園環境の維持管理体制を構築します。
②大池排水区域の内水浸水対策を計画的・段階的に進めるとともに、整備完了までの間は関係者と連携し、暫定措置を含む実効性のある対策を講じます。
③公営住宅等長寿命化計画を参考にしながら、点検・修繕サイクルを徹底して予防保全を推進し、大規模な劣化を未然に防ぎ、建物の長寿命化を図ります。
④空家等対策計画に基づき、適切な管理が行われていない空家に対して必要な助言・指導、勧告、命令等を適切に実施し、生活環境の保全と安全確保に取り組みます。